

## 標準報酬月額の上限について

1. 標準報酬月額の上限
2. 委員からお求めがあった資料
3. 参考資料

# 厚生年金保険・健康保険の標準報酬月額等級表

- 厚生年金保険法において、標準報酬月額は全部で32等級あり、下限は8.8万円、上限は65万円となっている。  
(第32級は、令和2年9月1日に追加)
- 健康保険法・船員保険法において、標準報酬月額は全部で50等級あり、下限は5.8万円、上限は139万円となっている。  
(第48～50級は、平成28年4月1日に追加)

| 健康保険<br>の等級 | 厚生年金<br>の等級 | 標準報酬月額<br>(円) | 報酬月額<br>(円以上) (円未満) |
|-------------|-------------|---------------|---------------------|
| 1           |             | 58,000        | ～ 63,000            |
| 2           |             | 68,000        | 63,000 ～ 73,000     |
| 3           |             | 78,000        | 73,000 ～ 83,000     |
| 4           | 1           | 88,000        | 83,000 ～ 93,000     |
| 5           | 2           | 98,000        | 93,000 ～ 101,000    |
| 6           | 3           | 104,000       | 101,000 ～ 107,000   |
| 7           | 4           | 110,000       | 107,000 ～ 114,000   |
| 8           | 5           | 118,000       | 114,000 ～ 122,000   |
| 9           | 6           | 126,000       | 122,000 ～ 130,000   |
| 10          | 7           | 134,000       | 130,000 ～ 138,000   |
| 11          | 8           | 142,000       | 138,000 ～ 146,000   |
| 12          | 9           | 150,000       | 146,000 ～ 155,000   |
| 13          | 10          | 160,000       | 155,000 ～ 165,000   |
| 14          | 11          | 170,000       | 165,000 ～ 175,000   |
| 15          | 12          | 180,000       | 175,000 ～ 185,000   |
| 16          | 13          | 190,000       | 185,000 ～ 195,000   |
| 17          | 14          | 200,000       | 195,000 ～ 210,000   |
| 18          | 15          | 220,000       | 210,000 ～ 230,000   |
| 19          | 16          | 240,000       | 230,000 ～ 250,000   |
| 20          | 17          | 260,000       | 250,000 ～ 270,000   |
| 21          | 18          | 280,000       | 270,000 ～ 290,000   |
| 22          | 19          | 300,000       | 290,000 ～ 310,000   |
| 23          | 20          | 320,000       | 310,000 ～ 330,000   |
| 24          | 21          | 340,000       | 330,000 ～ 350,000   |
| 25          | 22          | 360,000       | 350,000 ～ 370,000   |

| 健康保険<br>の等級 | 厚生年金<br>の等級 | 標準報酬月額<br>(円) | 報酬月額<br>(円以上) (円未満)   |
|-------------|-------------|---------------|-----------------------|
| 26          | 23          | 380,000       | 370,000 ～ 395,000     |
| 27          | 24          | 410,000       | 395,000 ～ 425,000     |
| 28          | 25          | 440,000       | 425,000 ～ 455,000     |
| 29          | 26          | 470,000       | 455,000 ～ 485,000     |
| 30          | 27          | 500,000       | 485,000 ～ 515,000     |
| 31          | 28          | 530,000       | 515,000 ～ 545,000     |
| 32          | 29          | 560,000       | 545,000 ～ 575,000     |
| 33          | 30          | 590,000       | 575,000 ～ 605,000     |
| 34          | 31          | 620,000       | 605,000 ～ 635,000     |
| 35          | 32          | 650,000       | 635,000 ～ 665,000     |
| 36          |             | 680,000       | 665,000 ～ 695,000     |
| 37          |             | 710,000       | 695,000 ～ 730,000     |
| 38          |             | 750,000       | 730,000 ～ 770,000     |
| 39          |             | 790,000       | 770,000 ～ 810,000     |
| 40          |             | 830,000       | 810,000 ～ 855,000     |
| 41          |             | 880,000       | 855,000 ～ 905,000     |
| 42          |             | 930,000       | 905,000 ～ 955,000     |
| 43          |             | 980,000       | 955,000 ～ 1,005,000   |
| 44          |             | 1,030,000     | 1,005,000 ～ 1,055,000 |
| 45          |             | 1,090,000     | 1,055,000 ～ 1,115,000 |
| 46          |             | 1,150,000     | 1,115,000 ～ 1,175,000 |
| 47          |             | 1,210,000     | 1,175,000 ～ 1,235,000 |
| 48          |             | 1,270,000     | 1,235,000 ～ 1,295,000 |
| 49          |             | 1,330,000     | 1,295,000 ～ 1,355,000 |
| 50          |             | 1,390,000     | 1,355,000 ～           |

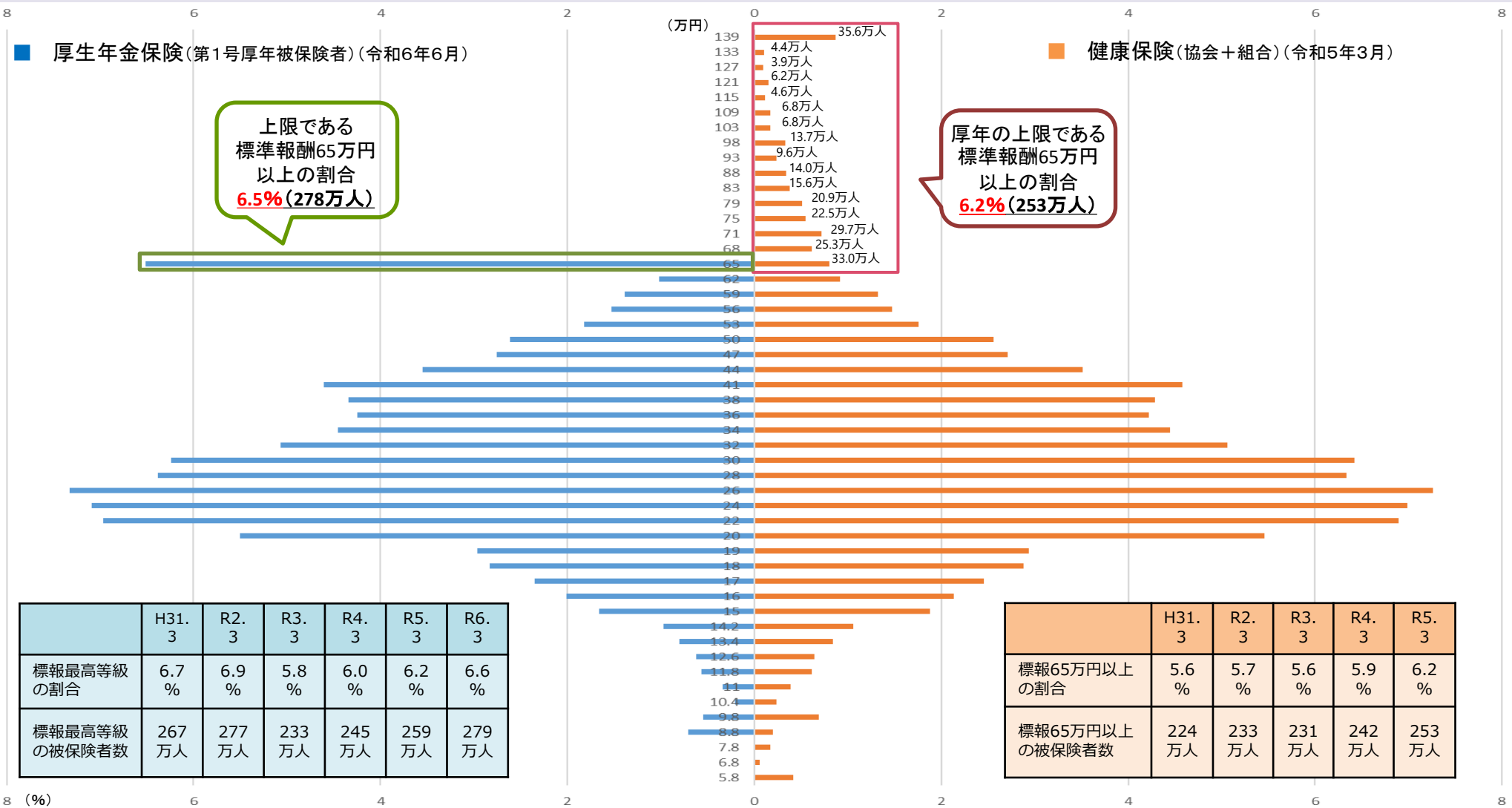
# 標準報酬月額の上限設定の基準の経緯

- 制度発足当初、上限改定に関する明確な基準は設けていなかったが、昭和44年改正以降、被保険者の約95%が上下限を除いた標準報酬月額に該当するよう改定することとした。
- 昭和60年改正において、給付額の差があまり大きくならないようにする観点から、男子被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定することとし、平成元年改正以後は、女子も含めた被保険者全体の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定。
- 平成16年改正においては、保険料率の引上げスケジュールがすべて法定化されたことに伴い、標準報酬月額の上限の考え方を法律に規定し、政令で上限を追加することを可能とした。  
具体的には、各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、上限の上に等級を追加することができることとした。

| 改正年月    | 標準報酬月額の上限   | 考え方                                                |
|---------|-------------|----------------------------------------------------|
| 昭和29年5月 | 1.8万円(12級)  | 賃金の水準、被保険者の報酬の分布状況等を勘案して決定。                        |
| 35年5月   | 3.6万円(20級)  |                                                    |
| 40年5月   | 6万円(23級)    | 最高等級に包括される被保険者が全体の5%前後。また、平均賃金の2倍を上限とする諸外国の例等を勘案。  |
| 44年11月  | 10万円(28級)   | 前回改正以後の賃金上昇を勘案して、被保険者の約95%が上限と下限を除いた標準報酬に該当するよう改定。 |
| 46年11月  | 13.4万円(33級) |                                                    |
| 48年11月  | 20万円(35級)   |                                                    |
| 51年8月   | 32万円(36級)   |                                                    |
| 55年10月  | 41万円(35級)   | 男子被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍となるよう設定。                       |
| 60年10月  | 47万円(31級)   |                                                    |
| 平成元年12月 | 53万円(30級)   | 女子も含めた現役被保険者全体の平均標準報酬月額の概ね2倍となるように設定。              |
| 6年11月   | 59万円(30級)   |                                                    |
| 12年10月  | 62万円(31級)   |                                                    |
| 16年10月  | 62万円(31級)   | 上記改定ルール(現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定)を法定化。      |
| 令和2年9月  | 65万円(32級)   | 上記改定ルールに基づき、政令改正により第32級(65万円)を追加。                  |

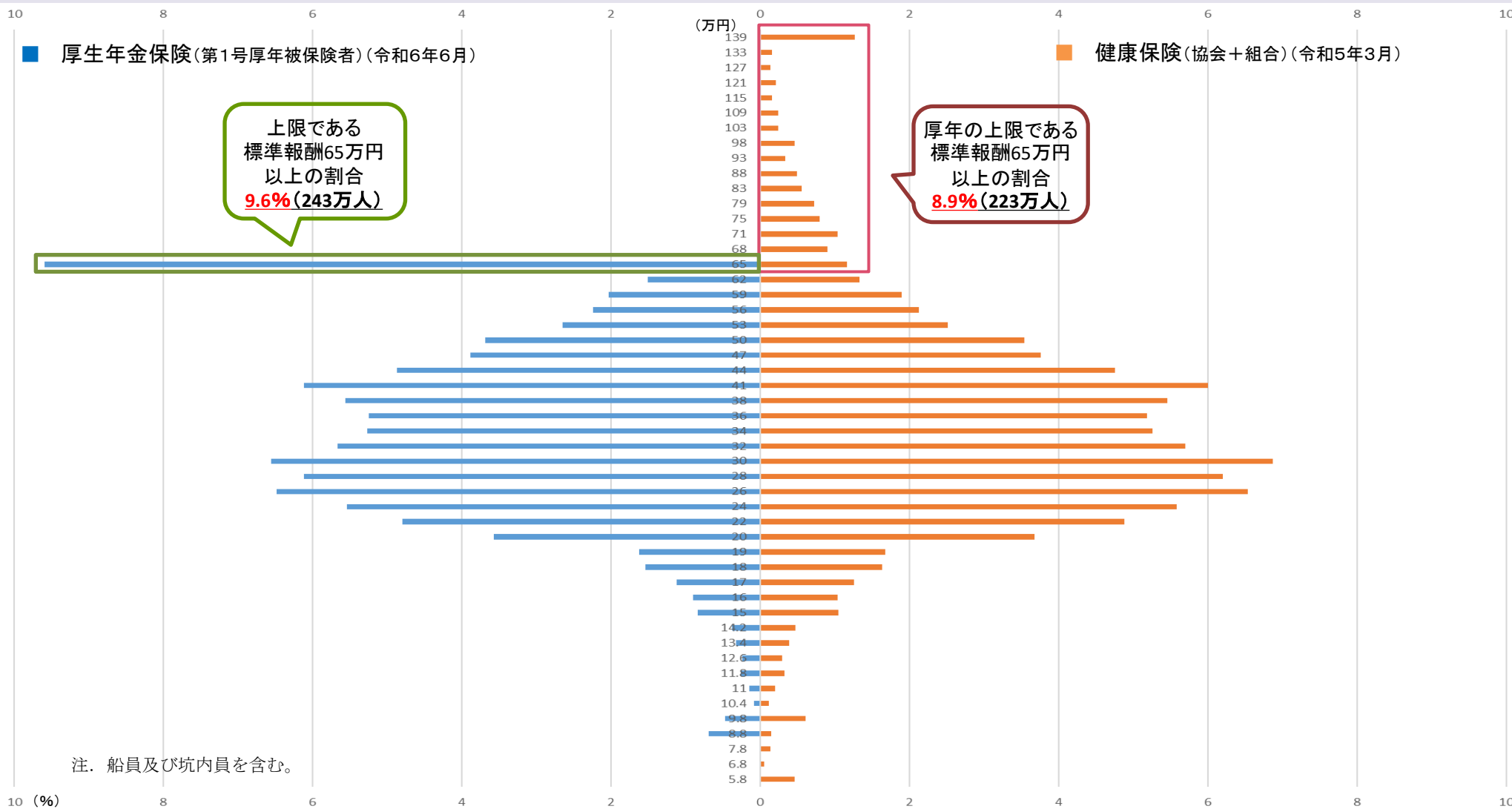
# 標準報酬月額別の被保険者数分布割合（男女計）

- 厚生年金（第1号厚生年金被保険者のみ）において、標準報酬月額の上限の等級（65万円）に該当する者の割合は **6.5%** となっており、健康保険と比較すると、多くの者が上限の等級に該当している（健康保険では1%未満）。
- ※ 健康保険の被保険者のうち、標準報酬が65万円以上である者の割合も、年金と同程度の6.2%。



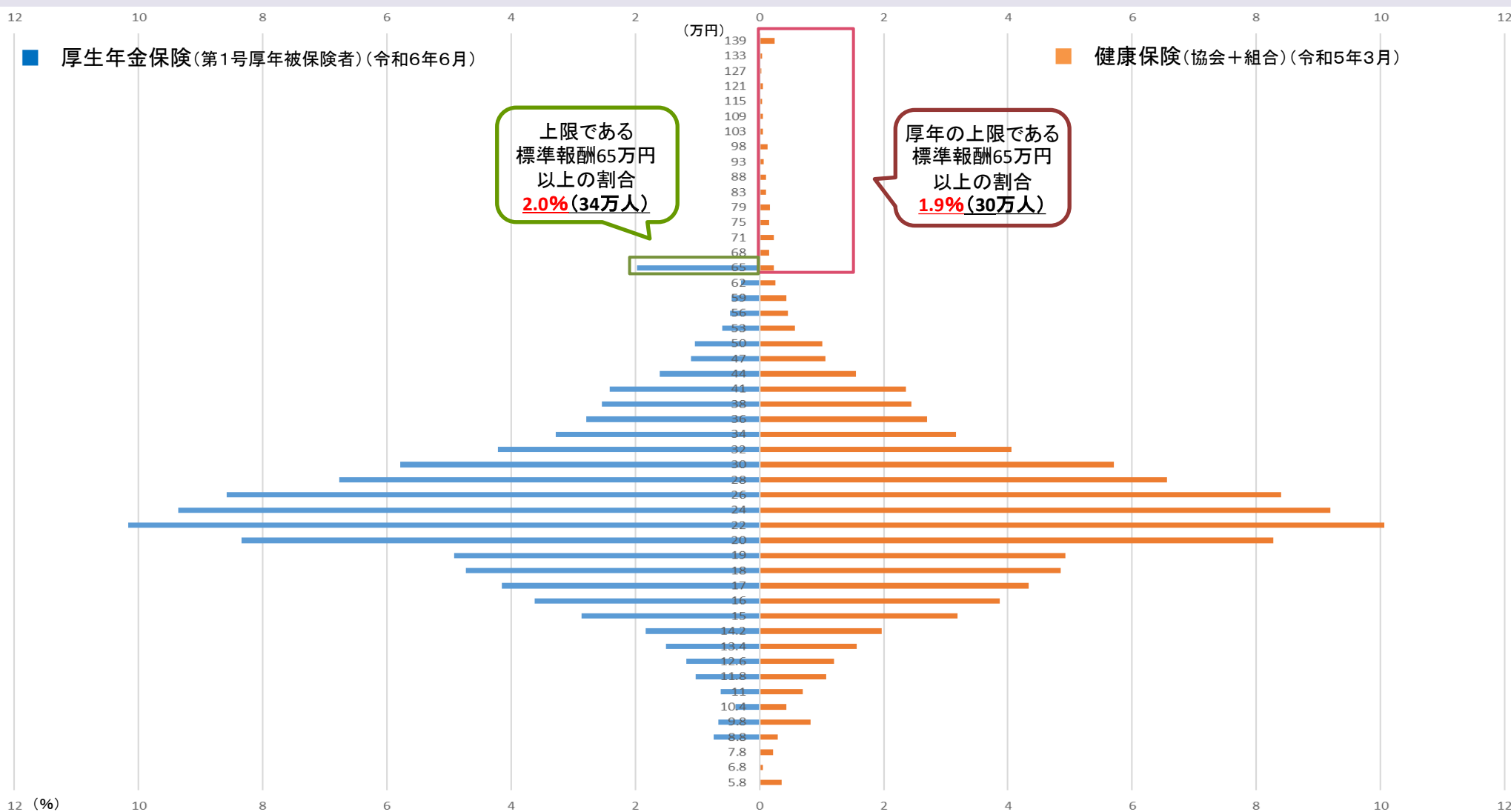
# 標準報酬月額別の被保険者数分布割合（男性）

- 厚生年金（第1号厚生年金被保険者（男性）のみ）において、標準報酬月額の上限等級（65万円）に該当する者の割合は9.6%となっており、上限等級（65万円）に最頻値がある。
- ※ 上限等級に該当する者の割合は、女性よりも男性の方が高い（女性は2.0%）。



# 標準報酬月額別の被保険者数分布割合（女性）

○ 厚生年金（第1号厚生年金被保険者（女性）のみ）において、標準報酬月額の上限等級（65万円）に該当する者の割合は2.0%にとどまり、22万円（15等級）に最頻値がある。



（出典）厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業月報」

（出典）厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

## 【等級分布の現状・給与と賞与のバランス】

- ・ 厚生年金の標準報酬月額の上限は健康保険と比べて低く設定されており、少なくない被保険者が上限に至っている。男性について、上限等級の人数が一番多いというのはいびつである。
- ・ 総報酬制における賞与への保険料賦課の在り方が、事業主による保険料負担節約と読み取れる事態を生じさせている。賞与を月給に組み込む形で、使用者側または労使双方が保険料納付を免れている実態があると考えられ、労働者は収入の割に年金額が少なくなる。

## 【見直しに向けた具体的なご提案】

- ・ 標準報酬月額の上下限について、報酬比例部分の給付に影響が出る点は健康保険と異なるが、なるべく健康保険と同じ形にするべき。財政検証では上下を広げた色々なパターンを分析し、在老の見直しとうまくリンクした形で効果を見る必要がある。
- ・ 社会保険であるので、負担能力があるのに負担が相対的に軽い現状を改め、再分配機能を強化すべき。所得格差が広がった分だけ上限に張りつく人が増えてしまう設計より、張りつく人の割合を事前に一定の範囲に決めておく健保の方法の方がふさわしい。
- ・ 年金は平均標準報酬月額の倍数基準で、医療は上限等級に該当する被保険者の割合基準で行われているところ、倍数基準がちゃんとワークしているのかの判断は割合基準で見ることになるため、医療にそろえて設定してはどうか。
- ・ 経済はかなりインフレが進んでいて、今後、名目賃金の引上げが当然かなり予想されることを前提にすると、早めに等級の追加を検討してはどうか。
- ・ 保険料の公平な負担と、現役期の収入に応じた給付を行う観点から、月給と賞与の合計での上限を設けるなど、実務負担も考慮しつつ、できるだけ年収ベースで制度設計すべき。
- ・ 今の制度は、2003年から賞与を保険料賦課の対象に加えることになった際に、各種インフラが整備されていなかった状況下で急いで取られた暫定的な制度と理解しており、20年たった今、変わるものと期待している。

## 【在職老齢年金制度との関わり】

- ・ 上限を引き上げると報酬比例部分が引き上げられるため、報酬比例部分全体が引き下がることとなる在老の廃止とぶつけるのがよい。在老を廃止すれば、高所得者の追加的な保険料納付も、必ず老後の年金給付に結びつくこととなる。
- ・ 上限以上の一定の月給のある方に保険料を賦課した財源で高在老改革を行い、Work Longerを実現している人たちへのペナルティを、高所得者の所得で消していくべき。



### 【私的年金との関わり】

- ・ 上限を引き上げる際は、上限に張りついている高所得者への配慮として、私的年金の拠出枠を大幅に拡大することを検討してはどうか。
- ・ 報酬が高い企業においては、上限を超える報酬に公的年金がない分、企業年金や退職金制度などにより、独自に老後の所得保障を行っている面がある。標準報酬月額の上限を大幅に引き上げるということであれば、企業年金や退職金制度への影響についても考慮する必要がある。
- ・ 上限の引上げは高所得者の給付の充実にも資するが、私的年金との連携・役割分担の議論も踏まえながら検討する必要がある。

### 【給付面・厚生年金の所得再配分機能への影響】

- ・ 標準報酬月額の上限を低めに設定することには、現役世代の所得の格差を年金額の格差として持ち越さない意義もあるが、他方で厚生年金には垂直的な所得再配分機能も働いており、上限の引上げはその機能を強化することにもつながる。今まで、低めの設定については、年金額の格差が著しく大きくならないようにという説明がされてきたが、所得の二極化がある程度進むとしても、被保険者期間を通じて上限等級に位置し続ける人はあまりおらず、標準報酬月額の平均の2倍という現在の上限のもとでも、年金額が2倍になるわけではない。
- ・ 上限引上げによる給付額への影響は、上限額を超える者の実態、履歴、上限等級に位置している期間の平均などに左右されると思うので、データを追加してほしい。
- ・ 最高等級に該当する従業員の方から、自分の報酬に見合った保険料を払ってでも年金額を増やしたいという声も聞く。健康保険の例も参考にしながら、実際の負担能力に応じた負担を求め、負担に見合った給付をすることを検討してはどうか。
- ・ 所得の再配分という側面があるにしろ、給付面の格差を拡大してしまうことや、現役世代の負担を更に増加させる印象を与えてしまうことから、財政検証等で分析すべき。
- ・ 保険料収入の増による運用益増加分の用途は、マクロ経済スライドの終了年度の前倒しに用いるべきであり、それ以外の用途は考えられない。

## 【バンドポイント制について】

- ・ 上限を引き上げることで、年齢にかかわらず高額所得者の保険料負担は大きくなると思うが、それに見合う所得を得ていると考えてよい。給付がもし高くなり過ぎて格差拡大につながるのであれば、報酬額が高くなるに従って給付率が低減していく仕組みにも視野を広げていいのではないか。
- ・ バンドポイント制も選択肢の1つだが、それを検討する場合は、高所得者に負担増・給付減となって高所得者の制度に対する信頼を損なうことがないよう、在老の廃止・私的年金への拠出上限額の引上げとセットで考えていくことが必要。

## 【留意点】

- ・ 社会保険として再分配機能の強化の必要性は理解するが、更なる適用拡大の影響を踏まえた議論が必要。更なる適用拡大による平均標準報酬月額への影響や、更なる適用拡大とともに上限を追加した場合のスライド調整期間の短縮への影響について、次期財政検証で試算して欲しい。
- ・ 負担能力に応じて負担を求める方向性は理解するが、上限に張りついている方の人数・割合はあまり変わっていないことや、全世代型社会保障を進める上で、社会保障制度において現役世代の負担が過剰であることをどうやって変えていくかという観点、賃上げに対する影響を勘案しながら検討を進めるべき。
- ・ 現在、深刻な人手不足・物価高を背景に、中小企業でも賃上げしようと努力している。上限引上げは、事業者のそうした努力に水を差すイメージとなり、また、実際に社会保険料負担の増加要因となることが懸念される。  
前回の上限引上げは、平均標準報酬額の2倍が上限額を超えた状態が5年間継続したことが背景となっており、法律の条文と事業者の賃上げ努力を踏まえれば、ある程度の期間を取り、データの積上げを基に判断するのが適当であり、今、直ちに上限を引き上げるタイミングではない。
- ・ 仮に上限を引き上げた場合に労使双方にどのような影響があり得るのか、標準報酬月額の上限に該当する方のうち中小企業の従業員はどれだけいるのかなど、企業規模別のデータを提示してほしい。

# 標準報酬月額の上限の在り方の見直し

## 現行制度及び現状

- 平成16年改正において、各年度末時点において、全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、上限の上に等級を追加できることとし、この「2倍ルール」に基づき、これまで、令和2年9月に現在の上限等級（65万円）を追加した。
- 厚生年金保険では、
  - ・ 上限等級（65万円）に該当する者の割合は6.5%（令和6年6月時点）となっており、健康保険と比較すると、多くの者が上限等級に該当している（健康保険では1%未満）。また、上限等級に該当する者の割合は女性よりも男性の方が高く、かつ、男性については上限等級に最頻値が見られる。
  - ・ 上限等級の額について、健康保険と比べると、平成16年改正以降、上限額の差が大きく開いている。

|               | 平成16年10月～ | 平成19年4月～ | 平成28年4月～ | 令和2年9月～ |
|---------------|-----------|----------|----------|---------|
| 健康保険の上限等級の額   | 98万円      | 121万円    | 139万円    |         |
| 厚生年金保険の上限等級の額 | 62万円      |          |          | 65万円    |

## 見直しの意義及び方向性

- 現行の等級の追加ルール（いわゆる「2倍ルール」）の法定化以降、令和2年9月の1等級の上限引上げを経ても上限等級に多くの者が該当している状態が継続している。上限該当者は、負担能力に対して相対的に軽い保険料負担となっている中、今後、賃上げが継続すると見込んだ場合に、負担能力に応じた負担を求めるとともに、将来の給付も増やすことが出来るようにする観点から、現行ルールの見直しを検討することとしてはどうか。  
具体的には、男女ともに上限等級に該当する者が最頻値とならないように上限等級を見直すとともに、健康保険法の改定ルールを参考に、上限等級に該当する者が占める割合に着目して等級を追加することができるルールへの見直しを検討することとしてはどうか。
- 上限等級を追加した場合には、新たな上限等級に該当する者の報酬比例部分が増加するとともに、保険料収入が増加し、これが給付に反映されるまでの間の積立金の運用益が増加することにより、厚生年金受給者全体の将来の給付水準も上昇する（所得再分配機能の強化につながる。）など、高齢期の経済基盤の安定、所得保障・再分配機能の強化につながる。

# 標準報酬月額の上限見直し（案）

- 標準報酬月額の上限見直しについては、以下の案を検討してはどうか。

## 現行

### 【標準報酬月額上限】 現在の上限：65万円

（改定ルール）全被保険者の平均標準報酬月額の2倍に相当する額が標準報酬月額の上限を上回り、その状態が継続すると認められる場合に上限引上げ

## 改正後

### 上限98万円

（改定ルール）上限該当者が2%を超える場合に上限引上げ

### 上限83万円

（改定ルール）上限該当者が3%を超える場合に上限引上げ  
（見直しの考え方）上限該当者（現在6.5%）を概ね半減（約3%）

### 上限79万円

（改定ルール）上限該当者が3.5%を超える場合に上限引上げ  
（見直しの考え方）男性の上限該当者（現在9.6%）を概ね半減（約5%）

### 上限75万円

（改定ルール）上限該当者が4%を超える場合に上限引上げ  
（見直しの考え方）男女ともに上限該当者が最頻値とならない

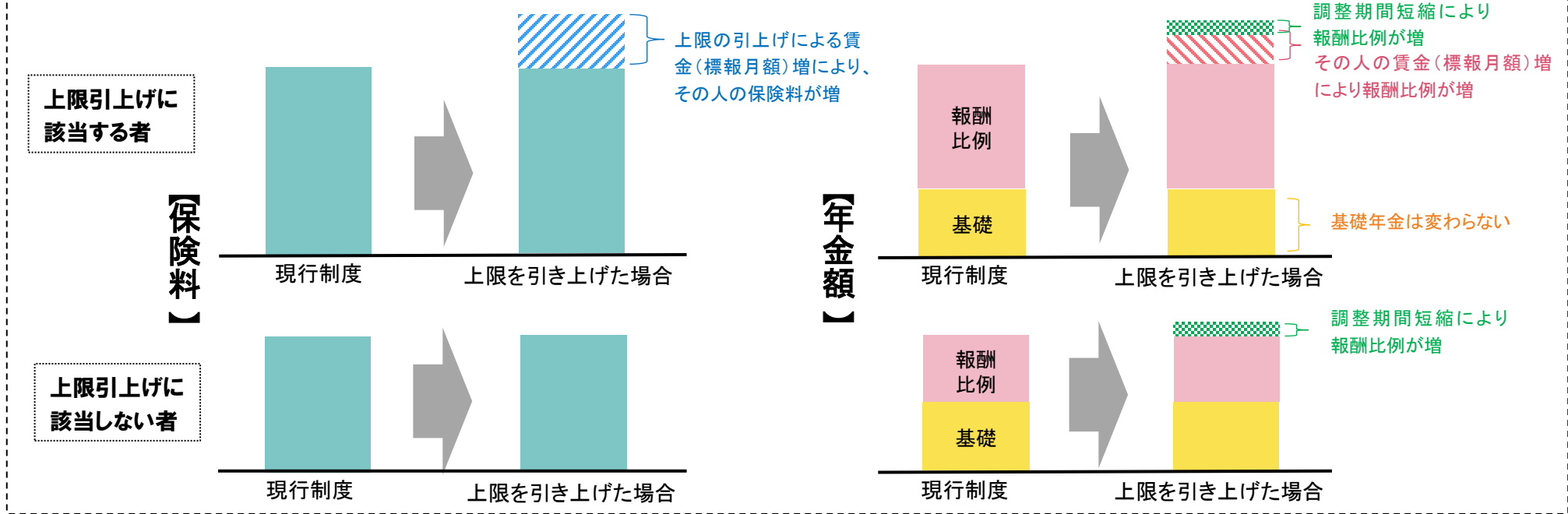
【参考】所得代替率への影響は上限98万円の場合+0.5%、上限83万円の場合+0.4%、上限79万円の場合+0.3%、上限75万円の場合+0.2%。

# (参考) 標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化のイメージ

第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料  
3-1

## 標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化(イメージ)



## 標準報酬月額の上限の引上げによる負担と給付の変化

| 加入期間<br>加入期間 | 標準報酬月額上限         |                   |                  |                   |                  |                   |
|--------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
|              | 75万円             |                   | 83万円             |                   | 98万円             |                   |
|              | 保険料負担<br>(本人負担分) | 老齢厚生年金            | 保険料負担<br>(本人負担分) | 老齢厚生年金            | 保険料負担<br>(本人負担分) | 老齢厚生年金            |
| 10年          | 0.9万円/月増         | 6.1万円/年増<br>(終身)  | 1.6万円/月増         | 11.0万円/年増<br>(終身) | 3.0万円/月増         | 20.1万円/年増<br>(終身) |
| 20年          |                  | 12.2万円/年増<br>(終身) |                  | 21.9万円/年増<br>(終身) |                  | 40.2万円/年増<br>(終身) |

注1: 保険料負担(本人負担分)及び老齢厚生年金の額は、加入期間中、各々の標準報酬月額上限が適用されたと仮定し、現行の標準報酬月額の上限である65万円が適用されていた場合との差額を試算している。

注2: 老齢厚生年金の額は、令和6年度の年金額をもとに試算したもの。(実際には、年金額は毎年度改定される。)



5. 標準報酬月額の上限の見直しを行った場合

第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料  
3-1

- 厚生年金の標準報酬月額上限(現行65万円)について、以下のとおり見直した場合
- ① 75万円(上限該当者4%相当)、② 83万円(上限該当者3%相当)、③ 98万円(上限該当者2%相当)
  - ・試算の便宜上、2027年度より見直しをした場合として試算。・標準賞与の上限は、上限該当者の賞与の水準を踏まえ現行と同じと仮定。
  - ・現行の上限該当者は6%程度。
  - ※ 厚生年金の保険料収入の増加により報酬比例部分の所得代替率が上昇(基礎年金への影響はない)。
- ⇒ 上限該当者や企業の保険料負担は増加する一方、上限該当者の老齢厚生年金が増加することに加え、将来の受給世代の給付水準も上昇する。

| 標準報酬月額上限   | 上限該当者数 (注1)<br>※( )内は上限該当者の割合 | 保険料収入の増加額 (注2)<br>※( )内は事業主負担分 | 所得代替率への影響 (注3) |
|------------|-------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 現行<br>65万円 | 259万人<br>(6.2%)               | —                              | —              |



|                 |                 |                      |                        |
|-----------------|-----------------|----------------------|------------------------|
| 上限の見直し①<br>75万円 | 168万人<br>(4.0%) | 4,300億円<br>(2,150億円) | 比例: +0.2%<br>※ 基礎は影響なし |
| 上限の見直し②<br>83万円 | 123万人<br>(3.0%) | 6,600億円<br>(3,300億円) | 比例: +0.4%<br>※ 基礎は影響なし |
| 上限の見直し③<br>98万円 | 83万人<br>(2.0%)  | 9,700億円<br>(4,850億円) | 比例: +0.5%<br>※ 基礎は影響なし |

|                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|
| <参考><br>上限該当者に係る (注4)<br>老齢厚生年金の給付増<br>※10年間、見直し後の<br>標準報酬上限に<br>該当した場合の例 |
| 6.1万円/年<br>(終身)                                                           |
| 11.0万円/年<br>(終身)                                                          |
| 20.1万円/年<br>(終身)                                                          |

注1: 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。( )内は被保険者全体(4,200万人)に占める上限該当者の割合。

注2: 保険料収入の増加額は満年度1年分。2022年度末時点におけるデータをもとに試算したもの。

注3: 所得代替率への影響は、過去30年投影ケースにおける給付水準調整終了後の所得代替率への影響を示している(人口の前提は、出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)。過去30年投影ケース(出生低位・死亡中位・入国超過数16.4万人)における給付水準調整終了後の所得代替率(比例): ※( )内は調整終了年度  
[現行]23.9%(2031年度) → [上限の見直し①: 75万円]24.2%(2030年度)、[上限の見直し②: 83万円]24.3%(2030年度)、[上限の見直し③: 98万円]24.5%(2029年度)  
なお、成長型経済移行・継続ケースや、過去30年投影ケース(出生中位・死亡中位・入国超過数16.4万人)においては、現行制度の下で報酬比例部分の調整がかからない(又は調整期間が短い)見通しとなっているため、所得代替率への影響を計測することができない。

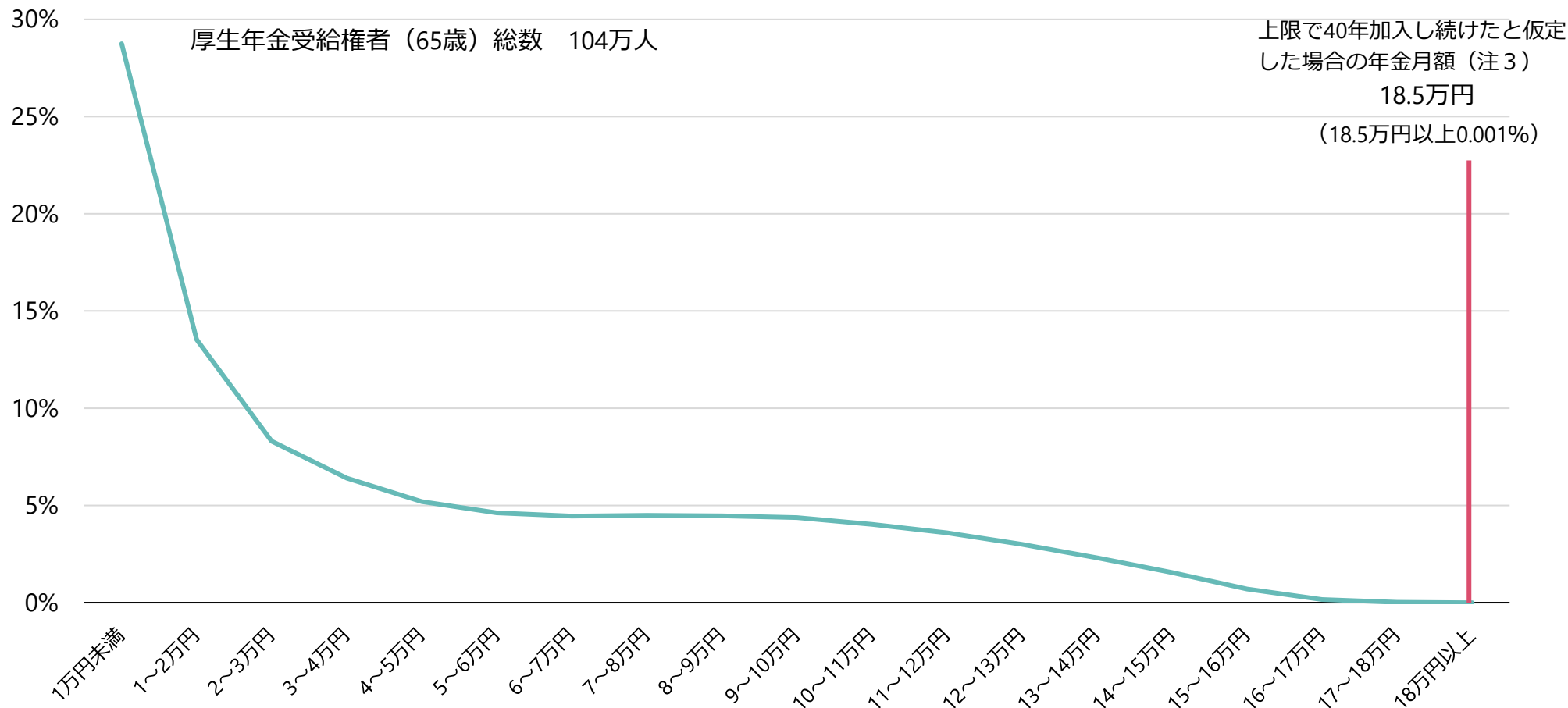
注4: 見直し後の上限該当者について、令和6年度の年金額を前提として試算したもの。

1. 標準報酬月額の上限
2. 委員からお求めがあった資料
3. 参考資料

# 報酬比例年金額分布（厚生年金（第1号））

- 厚生年金受給者の報酬比例部分に限定した年金月額をみると、現行の標準報酬月額の上限等級で40年加入し続けたと仮定した場合に支給される年金額以上の水準である者の割合は、65歳受給権者の0.001%程度。

## 厚生年金額（報酬比例部分（本来額））の分布（65歳）



（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

注1 新法厚生年金（第1号）にかかる金額であり、報酬比例部分に限定した金額の分布（基礎年金を含まない）。

注2 繰上げ減額受給をしなかった場合の本来額であり、加給年金額は除くもの。支給停止されている金額及び厚生年金基金代行分は含む。

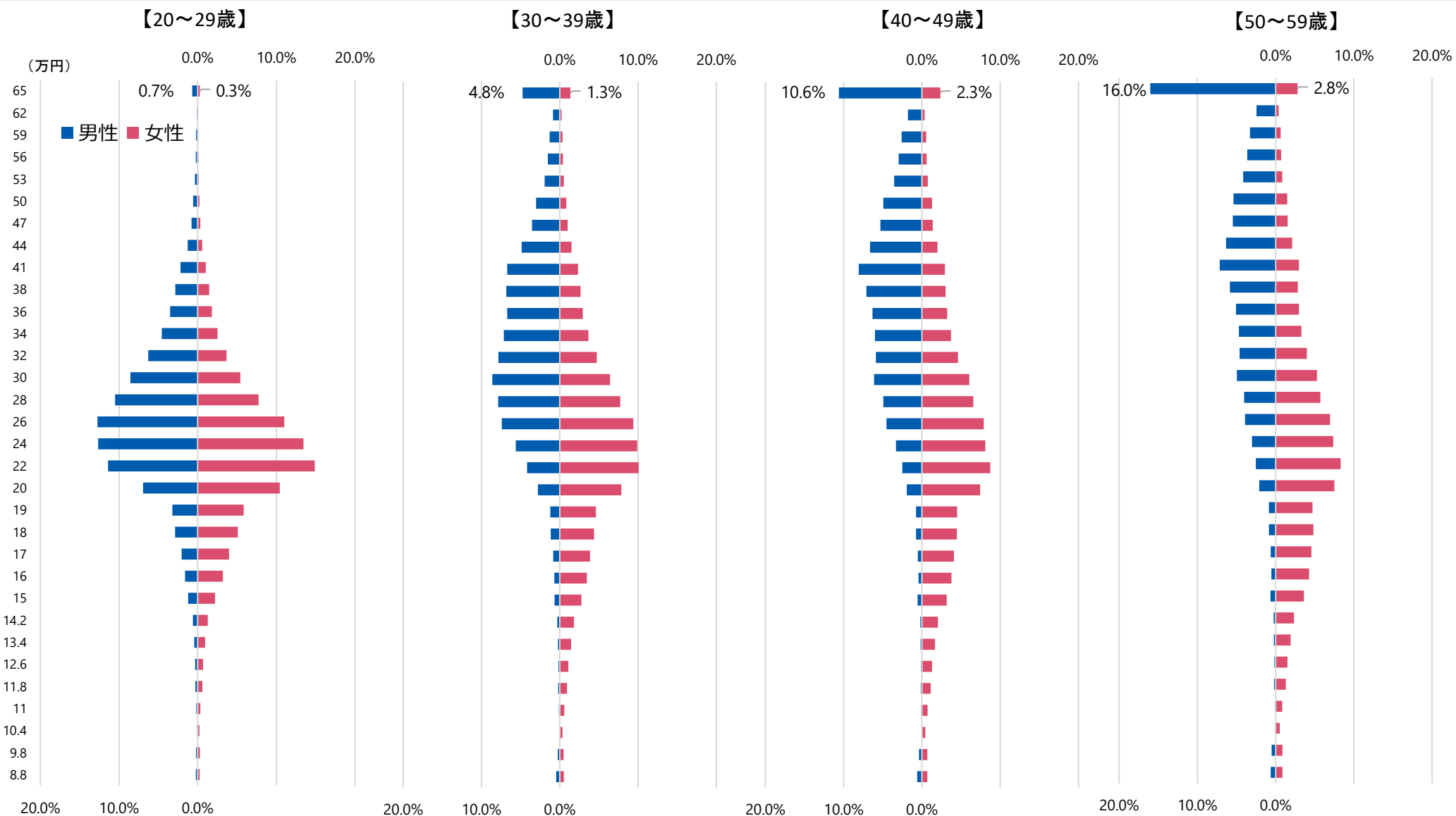
注3 年金月額18.5万円＝（65万円×12月＋150万円×2回）÷12月×0.936（令和3年度の再評価率）×480月×5.481/1000÷12月

なお、報酬比例部分の年金額が18.5万円以上になる者には、上限等級より低い等級で、40年を超えて厚生年金に加入した結果、当該額となる者も含まれる。 16



# 性別・年齢階級別 標準報酬月額等級分布（厚生年金（第1号））

- 標準報酬月額等級別の被保険者割合を性別・年齢階級別にみると、上限の65万円に該当する者の割合は年齢とともに上昇し、50歳台の男性で特に高い。



（出典）年金局調べ（令和4年度末時点）。

注 男性には坑内員及び船員を含む。

# 給与所得者数に占める給与階級900万円超の者の割合（企業規模別）

- 規模が大きい企業ほど、給与階級900万円超の者が占める割合が高くなっており、標準報酬月額上限の該当者も同様の傾向と考えられる。
- ※ 標準報酬月額上限65万円を12倍にして年額換算すると780万円であり、民間給与実態統計調査における給与階級900万円超1,000万円以下の階級の者の賞与以外の「給料・手当」の年間額（約750万円）と近い。このため、標準報酬月額上限該当者は給与階級900万円超と概ね近いものと考えられる。

| 給与所得者数に占める<br>給与階級900万円超の者の人数（企業規模別） |                         |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 企業規模                                 | 人数<br>(当該企業に勤める者に占める割合) |
| 資本金2,000万円未満の株式会社                    | 425,540人(4.2%)          |
| 資本金2,000万円以上の株式会社                    | 227,831人(4.1%)          |
| 資本金5,000万円以上の株式会社                    | 226,893人(4.2%)          |
| 資本金 1 億円以上の株式会社                      | 488,360人(7.6%)          |
| 資本金10億円以上の株式会社                       | 1,810,843人(20.7%)       |
| (参考) その他の法人                          | 782,952人(6.2%)          |
| (参考) 個人事業所                           | 20,105人(1.1%)           |

【参考】給与所得階級別の「給料・手当」等

| 給与階級      | 給与所得者数 (人) | 給料・手当       |        | 賞与         |       |
|-----------|------------|-------------|--------|------------|-------|
|           |            | 総額          | 平均     | 総額         | 平均    |
|           | 人          | 百万円         | 千円     | 百万円        | 千円    |
| 100万円以下   | 4,136,238  | 3,287,471   | 795    | 43,603     | 11    |
| 200万円以下   | 6,225,993  | 8,677,824   | 1,394  | 226,322    | 36    |
| 300万円以下   | 7,093,383  | 16,812,658  | 2,370  | 1,083,050  | 153   |
| 400万円以下   | 8,255,005  | 25,560,937  | 3,096  | 3,430,334  | 416   |
| 500万円以下   | 7,816,840  | 29,659,267  | 3,794  | 5,335,193  | 683   |
| 600万円以下   | 5,503,750  | 25,059,504  | 4,553  | 5,093,690  | 925   |
| 700万円以下   | 3,621,419  | 18,988,208  | 5,243  | 4,425,441  | 1,222 |
| 800万円以下   | 2,488,149  | 14,929,155  | 6,000  | 3,650,041  | 1,467 |
| 900万円以下   | 1,638,086  | 11,077,492  | 6,762  | 2,820,522  | 1,722 |
| 1,000万円以下 | 1,191,191  | 8,989,756   | 7,547  | 2,305,418  | 1,935 |
| 1,500万円以下 | 2,034,997  | 18,746,089  | 9,212  | 5,268,357  | 2,589 |
| 2,000万円以下 | 451,211    | 6,391,483   | 14,165 | 1,393,720  | 3,089 |
| 2,500万円以下 | 142,795    | 2,754,591   | 19,291 | 419,458    | 2,937 |
| 2,500万円超  | 162,327    | 6,086,125   | 37,493 | 749,210    | 4,615 |
| 計         | 50,761,385 | 197,020,562 | 3,881  | 36,244,359 | 714   |

参考 1：厚生年金において、全被保険者に占める標準報酬月額の上限等級（65万円）に該当する者の割合は6.5%

参考 2：総務省統計局「令和 3 年経済センサス-活動調査」によると、資本金1,000万円未満の会社企業数（合計に占める割合）は、1,036,076社（59.3%）、1,000～3,000万円未満の会社企業数は554,838社（31.8%）、3,000万円～1 億円未満の会社企業数は124,864社（7.2%）、1 億円以上の会社企業数は30,364社（1.7%）。

注：「その他の法人」とは株式会社を除く有限会社、合名会社、合資会社、合同会社等の法人をいう。

注：給与所得＝「給料・手当」＋「賞与」

(参考) 標準報酬月額の上限の引上げ該当者数及び保険料収入の増加額

| 標準報酬<br>月額上限 | 上限該当者数<br>※( )内は全体(4,200万人)に占める割合 | 保険料収入の増加額(満年度1年分) |          |         |
|--------------|-----------------------------------|-------------------|----------|---------|
|              |                                   |                   | うち事業主負担分 | うち本人負担分 |
| 65万円         | 259万人(6.2%)                       | —                 | —        | —       |
| 68万円         | 225万人(5.4%)                       | 1,500億円           | 750億円    | 750億円   |
| 71万円         | 198万人(4.8%)                       | 2,800億円           | 1,400億円  | 1,400億円 |
| 75万円         | 168万人(4.0%)                       | 4,300億円           | 2,150億円  | 2,150億円 |
| 79万円         | 144万人(3.5%)                       | 5,500億円           | 2,750億円  | 2,750億円 |
| 83万円         | 123万人(3.0%)                       | 6,600億円           | 3,300億円  | 3,300億円 |
| 88万円         | 107万人(2.6%)                       | 7,800億円           | 3,900億円  | 3,900億円 |
| 93万円         | 93万人(2.2%)                        | 8,800億円           | 4,400億円  | 4,400億円 |
| 98万円         | 83万人(2.0%)                        | 9,700億円           | 4,850億円  | 4,850億円 |
| 103万円        | 69万人(1.7%)                        | 10,500億円          | 5,250億円  | 5,250億円 |
| 109万円        | 62万人(1.5%)                        | 11,300億円          | 5,650億円  | 5,650億円 |
| 115万円        | 56万人(1.3%)                        | 12,000億円          | 6,000億円  | 6,000億円 |
| 121万円        | 51万人(1.2%)                        | 12,700億円          | 6,350億円  | 6,350億円 |
| 127万円        | 44万人(1.1%)                        | 13,300億円          | 6,650億円  | 6,650億円 |
| 133万円        | 40万人(1.0%)                        | 13,800億円          | 6,900億円  | 6,900億円 |
| 139万円        | 36万人(0.9%)                        | 14,300億円          | 7,150億円  | 7,150億円 |

※ 上限該当者数は2022年度末時点における現行の上限(65万円)該当者数259万人(1号厚年のみ)を、「健康保険・船員保険被保険者実態調査(令和4年10月)」による健康保険・船員保険の標準報酬月額等級別被保険者数の分布をもとに按分して推計。

1. 標準報酬月額の上限
2. 委員からお求めがあった資料
3. 参考資料

# 令和2年9月からの標準報酬月額の上限の引上げ

- 平成28年3月以降、全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍が、当時の最高等級（第31級：62万円）を超える状況が続き、令和2年3月末においても、全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍が62万円を超えていたことから、令和2年9月より、政令改正により標準報酬月額の上限を引き上げる（第32級（65万円）を加える）こととした。

※ 令和3年3月末においては、全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍は65万円を下回っていたものの、令和4年3月末、令和5年3月末において、全厚生年金被保険者の平均標準報酬の2倍が65万円を超える状況にある。

（参考）最近の3月末時点における標準報酬月額の平均の推移

|                | 全被保険者の平均標準報酬月額<br>【A】 | 平均標準報酬月額の2倍に相当する額<br>(=【A】×2) |          |
|----------------|-----------------------|-------------------------------|----------|
| 平成28（2016）年3月末 | 319,721円              | 639,442円                      | 62万円を上回る |
| 平成29（2017）年3月末 | 318,656円              | 637,312円                      |          |
| 平成30（2018）年3月末 | 320,100円              | 640,200円                      |          |
| 平成31（2019）年3月末 | 322,404円              | 644,808円                      |          |
| 令和2（2020）年3月末  | 324,302円              | 648,604円                      |          |
| 令和3（2021）年3月末  | 322,254円              | 644,508円                      | 65万円を下回る |
| 令和4（2022）年3月末  | 327,278円              | 654,556円                      | 65万円を上回る |
| 令和5（2023）年3月末  | 329,472円              | 658,944円                      | 65万円を上回る |

※数値は年金局調べ。厚生年金2～4号を含めた厚生年金全体の数値。

◎ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)（抄）

（標準報酬月額）

第二十条 （略）

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

# （参考）標準報酬月額の上限に該当する被保険者割合の推移（一元化前）

第11回社会保障審議会年金部会  
2023年12月26日

資料  
2

- 標準報酬月額の上限等級に該当する被保険者（男女計）の割合は、昭和60年改正以後、6～7%台で推移している。

|         | 標準報酬月額<br>上限 | 全被保険者に<br>対する上限該<br>当者の割合 | 標準報酬月額の<br>平均額 | 備考                                          |
|---------|--------------|---------------------------|----------------|---------------------------------------------|
| 昭和51年度末 | 32万円         | 3.98%                     | 142,944円       | 昭和51年改正（同年8月施行）により上限20万円から32万円に引上げ          |
| 昭和55年度末 | 41万円         | 4.82%                     | 188,534円       | 昭和55年改正（同年10月施行）により上限32万円から41万円に引上げ         |
| 昭和60年度末 | 47万円         | 6.43%                     | 231,161円       | 昭和60年改正（同年10月施行）により上限41万円から47万円に引上げ         |
| 平成元年度末  | 53万円         | 6.51%                     | 261,839円       | 平成元年改正（同年12月施行）により上限47万円から53万円に引上げ          |
| 平成6年度末  | 59万円         | 7.53%                     | 303,611円       | 平成6年改正（同年11月施行）により上限53万円から59万円に引上げ          |
| 平成12年度末 | 62万円         | 6.94%                     | 318,688円       | 平成12年改正（同年10月施行）により上限59万円から62万円に引上げ         |
| 平成16年度末 | 62万円         | 6.73%                     | 313,679円       | 平成16年改正（同年10月施行）により<br>標準報酬月額の上限の引上げルールが法定化 |
| 平成17年度末 | 62万円         | 6.75%                     | 313,204円       |                                             |
| 平成18年度末 | 62万円         | 6.79%                     | 312,703円       |                                             |
| 平成19年度末 | 62万円         | 6.79%                     | 312,258円       |                                             |
| 平成20年度末 | 62万円         | 6.81%                     | 312,813円       |                                             |
| 平成21年度末 | 62万円         | 6.21%                     | 304,173円       |                                             |
| 平成22年度末 | 62万円         | 6.26%                     | 305,715円       |                                             |
| 平成23年度末 | 62万円         | 6.25%                     | 304,589円       |                                             |
| 平成24年度末 | 62万円         | 6.31%                     | 306,131円       |                                             |
| 平成25年度末 | 62万円         | 6.30%                     | 306,282円       |                                             |
| 平成26年度末 | 62万円         | 6.46%                     | 308,382円       |                                             |

# （参考）標準報酬月額の上限に該当する被保険者割合の推移（一元化後）

第11回社会保障審議会年金部会  
2023年12月26日

資料  
2

|         | 標準報酬月額<br>額上限 | 全被保険者に<br>対する上限該<br>当者の割合 | 標準報酬月額の<br>平均額 | 備考                                          |
|---------|---------------|---------------------------|----------------|---------------------------------------------|
| 平成27年度末 | 62万円          | 6.62%                     | 319,721円       | 平成16年改正（同年10月施行）により<br>標準報酬月額の上限の引上げルールが法定化 |
| 平成28年度末 | 62万円          | 6.62%                     | 318,656円       |                                             |
| 平成29年度末 | 62万円          | 6.63%                     | 320,100円       |                                             |
| 平成30年度末 | 62万円          | 6.78%                     | 322,404円       |                                             |
| 令和元年度末  | 62万円          | 6.94%                     | 324,302円       |                                             |
| 令和2年度末  | 65万円※1        | 5.69%                     | 322,254円       |                                             |
| 令和3年度末  | 65万円          | 5.96%                     | 327,278円       |                                             |
| 令和4年度末  | 65万円          | 6.23%※2                   | 320,919円※2     |                                             |

注 数値は年金局調べ。第2号～第4号厚生年金被保険者を含めた厚生年金全体の数値。

（出典）厚生労働省年金局

「厚生年金保険・国民年金事業年報」  
「厚生年金保険・国民年金事業月報」

※1 令和2年政令改正（同年9月施行）により上限62万円から65万円に引上げ。

※2 第1号厚生年金被保険者のみの参考値。



## (参考) 健康保険制度の標準報酬月額の上限について

第11回社会保障審議会年金部会  
2023年12月26日

資料  
2

- 標準報酬月額等級区分は、法律上は現在50等級である。
- 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が「1.5%」を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、最高等級の上に等級を加えることができる（ただし、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の割合が「0.5%」を下回ってはならない。）。
- 上記政令の制定又は改正について立案を行う場合には、社会保障審議会の意見を聴くものとされている。

|         | 標準報酬月額<br>上限 | 標準報酬月額<br>の平均額 | 全被保険者に対する<br>上限該当者の割合 | 備 考                                                                                                                                                  |
|---------|--------------|----------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和51年度末 | 320,000円     | 143,016円       | 3.93%                 |                                                                                                                                                      |
| 昭和53年度末 | 380,000円     | 166,828円       | 3.72%                 | 【昭和52年改正】＜3等級追加＞                                                                                                                                     |
| 昭和56年度末 | 470,000円     | 200,321円       | 3.52%                 | 【昭和55年改正】＜3等級追加＞<br>標準報酬月額上限該当者が全体の3%を超え、かつその状態が継続すると認められる場合に、所用の手続きを経た上で、政令で等級を追加できることとした。ただし、改定後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。                            |
| 昭和59年度末 | 710,000円     | 229,249円       | 1.59%                 | 【昭和59年改正】＜8等級追加＞                                                                                                                                     |
| 平成4年度末  | 980,000円     | 305,202円       | 1.57%                 | 【政令対応】＜6等級追加＞                                                                                                                                        |
| 平成19年度末 | 1,210,000円   | 323,181円       | 1.15%                 | 【平成18年改正】＜4等級追加＞<br>政令による等級の追加時の基準を3%から1.5%に変更。ただし、改定後の上限該当者が全体の1%を下回ってはならない。                                                                        |
| 平成28年度末 | 1,390,000円   | 320,263円       | 0.73%                 | 【平成27年改正】＜3等級追加＞<br>政令による等級の追加時の基準は引き続き1.5%としつつ、改定後の上限該当者の割合を、全体の0.5%を下回ってはならないこととした。<br>(参考) 改正前の平成24年度末の平均標準報酬月額は315,666円、全被保険者に対する上限該当者の割合は0.95%。 |
| 令和元年度末  | 1,390,000円   | 327,175円       | 0.79%                 |                                                                                                                                                      |

- 平成18年の健康保険法改正において、
  - ・ 標準報酬月額等の等級の分布に大きなばらつきがあり、当時の最高等級について、その下の等級と比べて多くの被保険者が該当していたことを踏まえ、上限を98万円から121万円に引き上げた。
  - ・ 政令による上限の改定ルールについて、改定を行うことができるのは、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が「3%」を超えた場合とされていたが、法改正により「1.5%」に見直した。
- 平成27年の健康保険法改正において、負担能力に応じた負担を求め、保険料に係る国民の負担に関する公平を確保する観点から、改定後の最高等級に占める割合を「1%」から「0.5%」に改正したうえで、3等級を追加した。

## ① 社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）（抄）

### 第2部 社会保障4分野の改革

#### Ⅱ 医療・介護分野の改革

#### 3 医療保険制度改革

##### (1) 財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

医療保険制度における保険料の負担についても、負担能力に応じて応分の負担を求めることを通じて保険料負担の格差是正に取り組むべきである。

国民健康保険の保険者の都道府県への移行は財政運営の安定化のみならず保険料負担の平準化に資する取組であるが、このほか、国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきである。同様の問題が被用者保険においても生じており、被用者保険においても標準報酬月額上限の引上げを検討するべきである。

## ② 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）（抄）

### (医療制度)

#### 第四条

7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 (略)

二 医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

イ～ハ (略)

二 国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額をいう。）の上限額の引上げ

三 (略)

8 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

# 標準賞与額の上限について

第11回社会保障審議会年金部会  
2023年12月26日

資料  
2

- 平成15年4月以降、総報酬制の導入に伴い、被保険者が受けた賞与についても保険料の賦課対象とすることとし、賦課対象額に1か月あたり**150万円**（※）の上限を設けた。
- ※ 平成12年改正において、総報酬制導入直前（平成14年度）の標準報酬月額の高等級である62万円に相当する者の年収の平均をもとに年間の賞与額を計算し、当該者の年間の賞与額を2で割った金額として設定（賞与は年2回支給と想定）。
- 標準賞与額の上限は、標準報酬月額の上限を引き上げたときに政令で定めることとしている。
- なお、健康保険における標準賞与額の上限は、年度における累計額で**573万円**（平成27年改正において上限を540万円から573万円に引き上げた。）。

◎厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)(抄)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の四 実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円(第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(参考)健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(標準賞与額の決定)

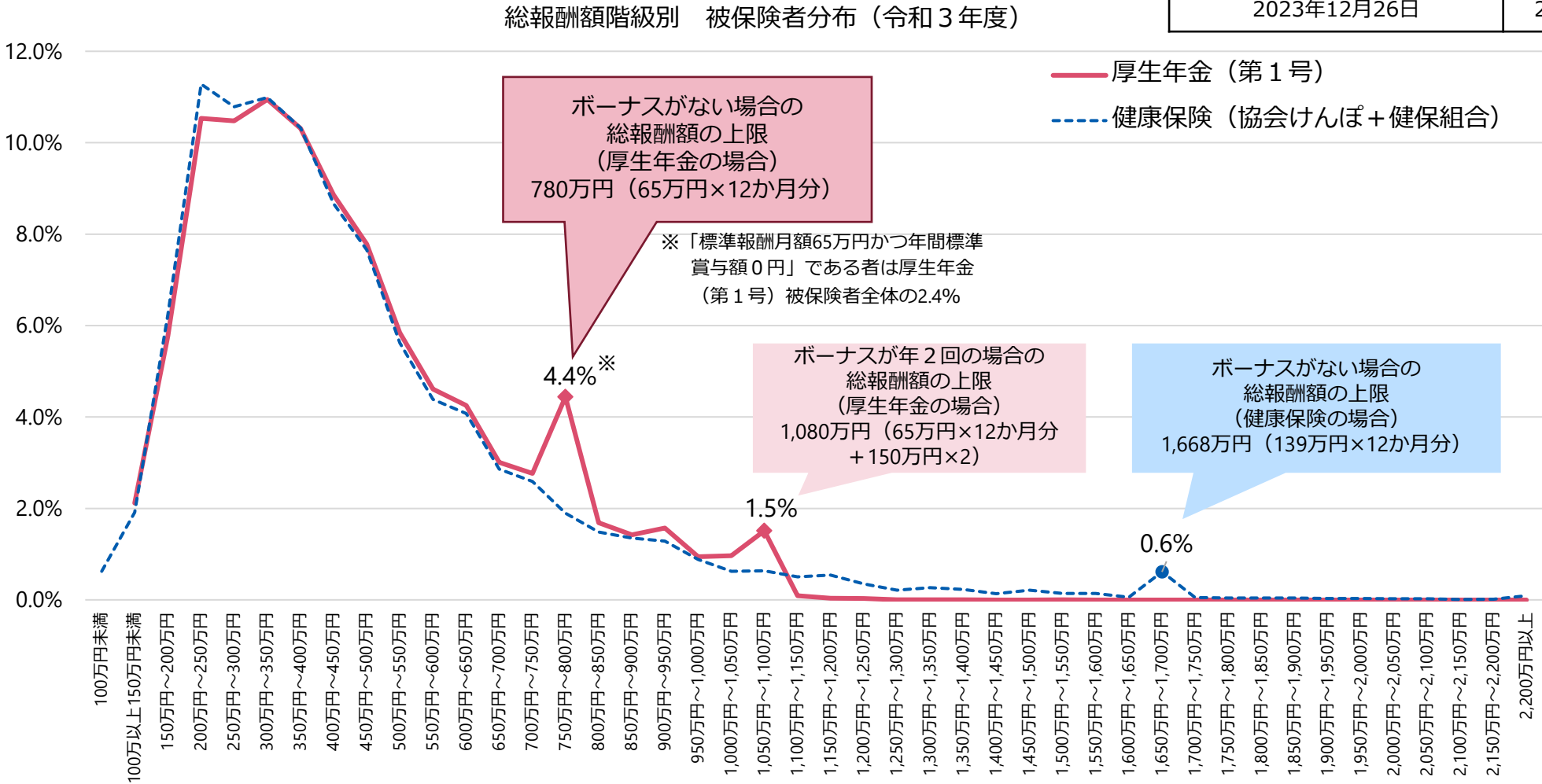
第四十五条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)における標準賞与額の累計額が五百七十三万円(第四十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えることとなる場合には、当該累計額が五百七十三万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

2 (略)

# 総報酬額階級別の被保険者分布（厚生年金（第1号）と健康保険の比較）

- 標準報酬月額12か月分に年間標準賞与額を加えた総報酬額の分布をみると、厚生年金（第1号）では、ボーナスがない場合の総報酬額の上限である「750万円～800万円」に山（全体の4.4%）が存在する。

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 第11回社会保障審議会年金部会<br>2023年12月26日 | 資料<br>2 |
|--------------------------------|---------|



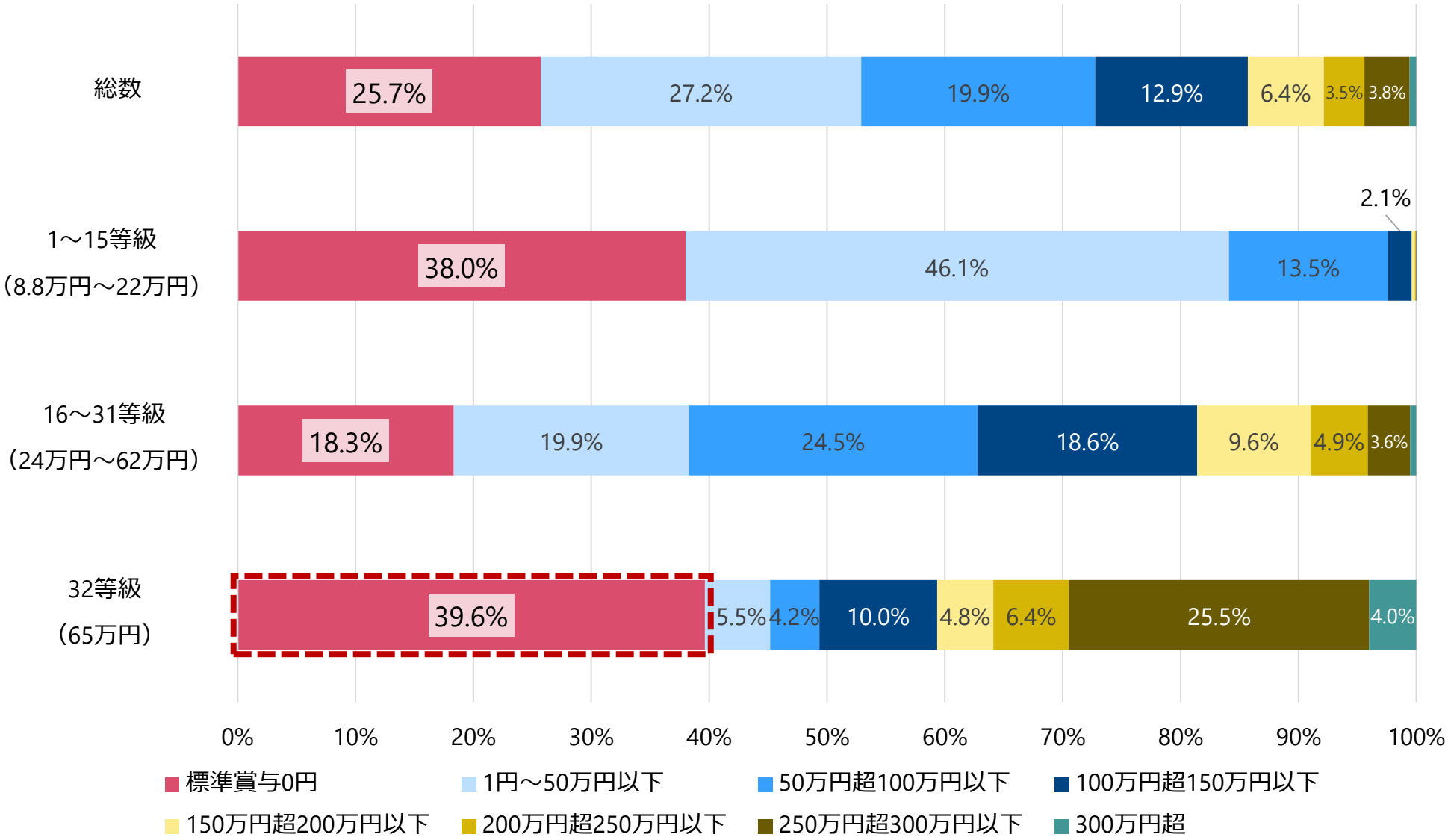
（出典）厚生年金（第1号）は年金局調べ（令和3年度末時点）。健康保険は「健康保険・船員保険被保険者実態調査 令和3年10月」をもとに年金局作成。

注1 総報酬額は、厚生年金においては、年度末の標準報酬月額を12倍したものに令和3年度の1年間に支払われた標準賞与額を加えたもの、健康保険においては、令和3年10月1日時点の標準報酬月額を12倍したものに令和2年10月1日から令和3年9月30日までの1年間に支払われた標準賞与額を加えたものとして計算している。

注2 厚生年金については、全被保険者からの5分の1抽出データを用いて推計している。

注3 健康保険については、「健康保険・船員保険被保険者実態調査」の協会けんぽ（全数調査）の数値に健保組合（100分の1抽出調査）の数値を100倍したものを加えたもので推計している。

○ 標準報酬月額65万円（上限）の被保険者の年間標準賞与額の分布をみると、約4割が1年間の標準賞与額が0円。



(出典) 年金局調べ(令和3年度末時点)  
注 厚生年金(第1号)全被保険者からの5分の1抽出データを用いて推計している。